

# 労務通信

2017.1月号

## 2020年（東京オリンピック）に向けた 受動喫煙防止対策の動向



### ◆企業や飲食店は「原則建物内禁煙」に？

厚生労働省は、2020年の東京オリンピックに向けて、全面禁煙を原則とする受動喫煙防止対策の強化案をまとめました。この案について現在、同省、財務省、業界団体との議論が行われています。防止策の具体案では、施設の使用用途別に禁煙の基準を以下の3つに分類しています。

- (1)「建物内禁煙」…不特定多数が利用する官公庁や公共施設等
- (2)「敷地内禁煙」…学校や医療機関等、未成年者や患者等受動喫煙による健康被害を防ぐ必要性に高い施設
- (3)「原則建物内禁煙（喫煙所設置可）」…(1)(2)以外の施設（企業や飲食店、娯楽施設等）

これに対し飲食業界などからは「喫煙室を設置するスペースはない」などとして、強い反対意見が出ているようです

こうした中で厚生労働省は、11月から中央官庁で初の「敷地内禁煙」を実施しました。これまでは「建物内禁煙」でしたが、見本を示す形で、昼休みや夕方の時間帯を除き「敷地内禁煙」を始めました。

### ◆オリンピック開催国では罰則も

世界保健機関（WHO）と国際オリンピック委員会（IOC）は“たばこのない五輪”を推進しており、今年のリオデジャネイロは「敷地内禁煙」を実施、2012年のロンドンでは「建物内禁煙」を罰則付きで実施しました。また、2018年に控える韓国・平昌冬季五輪は、建物内は原則的に全面禁煙ですが、飲食店などには喫煙室の設置も認めるとしています。2020年までに「ロンドン並みの厳格なルールにしたい」というのが本音ですが、喫煙室がなく分煙にしているだけの飲食店が多い日本の現状を踏まえ、「韓国並み」の案に妥協したとしています。

### ◆法整備に向けた今後の動向

厚生労働省は、たばこの葉を電気で温めて蒸気を吸う「加熱式たばこ」も規制対象にするか検討しています。「加熱式たばこ」は火を使わないため煙は出ませんが蒸気が出ます。しかし、現状では蒸気の人体への影響は定かではないことから「受動喫煙の文脈で規制するのは難しい」として調査を進めています。受動喫煙防止対策案は通常国会での法整備を目指しており、今後の動きが注目されます。

## 法改正情報

### ◆協会けんぽがマイナンバーの取扱いについて公開しました。

平成 29 年 1 月より、社会保険手続についてマイナンバーの利用がはじまります。しかし、日本年金機構のマイナンバーの利用が延期されて以降、この記事を作成している 12 月 16 日現在、年金機構からの情報は、新様式を公開しているぐらいです。

健康保険組合の中には、平成 29 年 1 月よりマイナンバーの取扱いを開始するところも出てきているようです。協会けんぽにおいては、平成 28 年 12 月 1 日付で、詳細がホームページ上で公開されました。

## 協会けんぽにおけるマイナンバーの取扱いについて

### ◎いつからマイナンバーの利用が開始されますか？

⇒協会けんぽでは、平成 29 年 1 月から各種申請書にマイナンバー欄の追加を行います。

また、平成 29 年 7 月からは、他の医療保険者や行政機関等との情報連携を開始する予定です。

### ◎従業員のマイナンバーの提出は必要ですか？

⇒事業主の皆さまから協会けんぽに対して、従業員やそのご家族のマイナンバーを提出いただく必要はありません。

加入者の皆さまのマイナンバーについては、加入者や事業主の皆さまの事務負担を軽減するため、原則として、日本年金機構や住民基本台帳ネットワークから収集を行います。

### ◎どんな時にマイナンバーを利用しますか？

⇒平成 29 年 7 月から、高額療養費などの給付申請において、非課税証明書等の証明書の添付が必要となる場合に、ご本人さまからの申し出によりマイナンバーを利用して添付書類の省略を可能とする予定です。

### 《申請書にマイナンバーをご記入いただくことにより、添付書類の省略が可能となる予定の申請》

- 高額療養費の申請
- 高額介護合算療養費の申請
- 基準収入額適用の申請
- 食事及び生活療養標準負担額の減額申請
- 限度額適用・標準負担額減額認定証の申請

また、平成 29 年 7 月以降、他の医療保険者等から加入者情報等の照会があった場合に、国が準備している情報提供ネットワークシステムを通じて対応を行います。

～協会けんぽホームページより抜粋～